

人手不足の解消へ！
キャリアアップ助成金
をご活用ください！

「労働法令・助成金説明会」

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

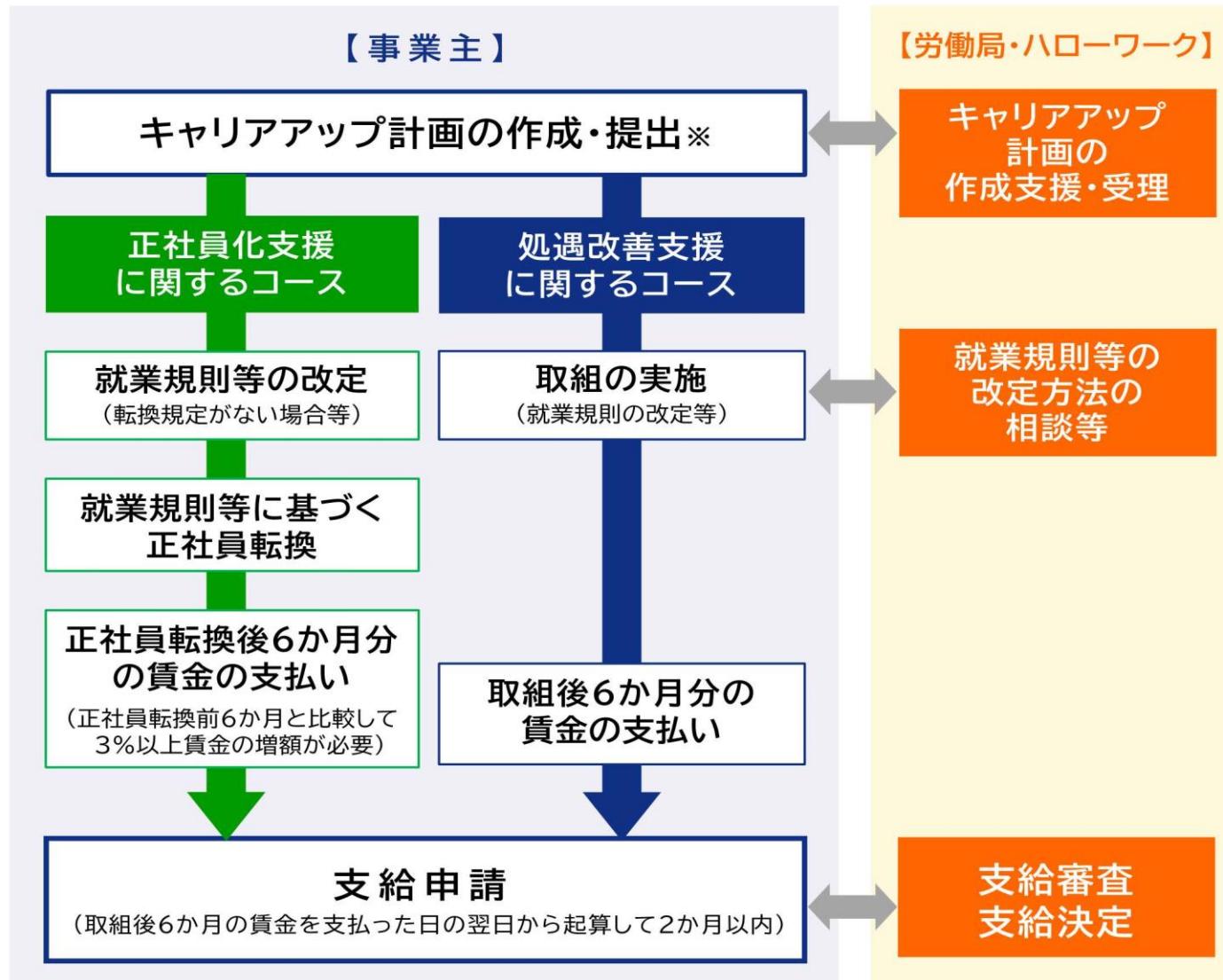
2 事業の概要・スキーム

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額	
正社員化支援	正社員化コース	重点支援対象者 ★	左記以外	重点支援対象者 ★	左記以外
		①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円
		②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円
		★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 d.正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) e.多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に 加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)			
障害者正社員化コース		① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合			
		有期 → 正規	120万円	90万円	
		有期 → 無期	60万円	45万円	
		無期 → 正規	60万円	45万円	
		② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合			
		有期 → 正規	90万円	67.5万円	
		有期 → 無期	45万円	33万円	
		無期 → 正規	45万円	33万円	
※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。					

処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合 (1人当たり)	3%以上4%未満	4万円	2.6万円			
			4%以上5%未満	5万円	3.3万円			
			5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円			
			6%以上	7万円	4.6万円			
			※「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円			
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円			
	社会保険適用時 処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円			
			併用メニュー	50万円	37.5万円			
			労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円			
	NEW 短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合 (1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
			①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円	
			②4時間以上 5時間未満	5%以上				
			③3時間以上 4時間未満	10%以上				
			④2時間以上 3時間未満	15%以上				
			2年目	①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
			—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用				

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模		正社員化前雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援 対象者 (※)	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)	
	大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)	
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)	
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×1期)	

※ 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

※ 重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

※ 新規学卒者で雇い入れから一定期間経過していない者については支給対象外

2 加算額 1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

※ 1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり1回のみ)	20万円 (大企業15万円)
② 多様な正社員制度(※)を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり1回のみ) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円 (大企業30万円)

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

①キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

②制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員転換

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

また、キャリアアップ助成金上の正規雇用労働者の定義は以下になります。

正規雇用労働者の定義

同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が転換時点で適用されている者に限る。

※支給対象期間中に実施が予定されている「賞与」「昇給」等が適用されていない場合、正規雇用労働者の要件を満たさず、支給対象とならない場合があります。

障害者正社員化コース

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、次の①または②のいずれかに該当する措置を継続的に講じた場合に助成します。

- ① **有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含みます）または無期雇用労働者に転換すること**
- ② **無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること**

支給額

() 内は大企業の額

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期) ※第2期の支給額は34万円
重度以外の知的障害者				
発達障害者				
難病患者	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
高次脳機能障害と診断された者	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。

支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。ただし、この支給額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

1 支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き 上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業		4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数100名

2 加算額

1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円（大企業15万円）
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円（大企業15万円）

賃金規定等共通化コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共に職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

支給額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所当たり1回のみ

企業規模	支給額
中小企業	60万円
大企業	45万円

賞与・退職金制度導入コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成します。

支給額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所当たり1回のみ

企業規模	制度	賞与又は退職金制度 いずれかを導入	賞与及び退職金制度 を同時に導入
中小企業		40万円	56万8,000円
大企業		30万円	42万6,000円

※ 「賞与・退職金」の定義は、P.8をご参照ください。

※ 過去、本助成金の「諸手当制度共通化コース」および「諸手当制度等共通化コース」の支給を受けている場合は、本コースの支給対象外となります。（健康診断制度を新設実施した場合の助成のみを受けている場合を除く。）

社会保険適用時処遇改善コース

雇用する短時間労働者に、以下のいずれかの取り組みを講じた場合に助成します。

- ・新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組み（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を行った場合
- ・週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。 **※令和8年3月31日までの暫定措置。**

(1) 手当等支給メニュー

企業規模	① 1年目の取組	② 2年目の取組	③ 3年目の取組
中小企業	40万円 (10万円×4期)		10万円
大企業	30万円 (7.5万円×4期)		7.5万円

①、②：労働者負担分の社会保険料相当額（標準報酬月額等の15%以上）の手当支給又は賃上げ

③：基本給の総支給額の18%以上増額（賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額）

(2) 労働時間延長メニュー

企業規模	延長時間	4時間以上	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満	1時間以上 2時間未満
	賃金引き 上げ率	-	5%以上	10%以上	15%以上
中小企業			30万円		
大企業				22.5万円	

※社会保険加入後、1年目に(1)①、2年目に(2)の取組を行った場合も助成（最大50万円）。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50 万円	40 万円	30 万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25 万円	20 万円	15 万円

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

1 支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き 上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業		4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数100名

2 加算額

1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

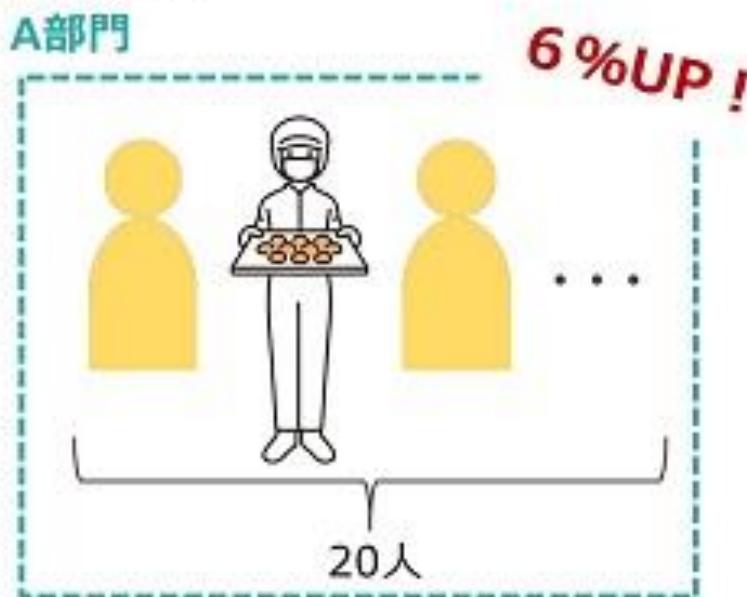
※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円（大企業15万円）
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円（大企業15万円）

助成例

中小企業の非正規雇用労働者のうち、
A部門で働く※3パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ



※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、
その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件

以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。



賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※5

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業 [※]	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業 [※]	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

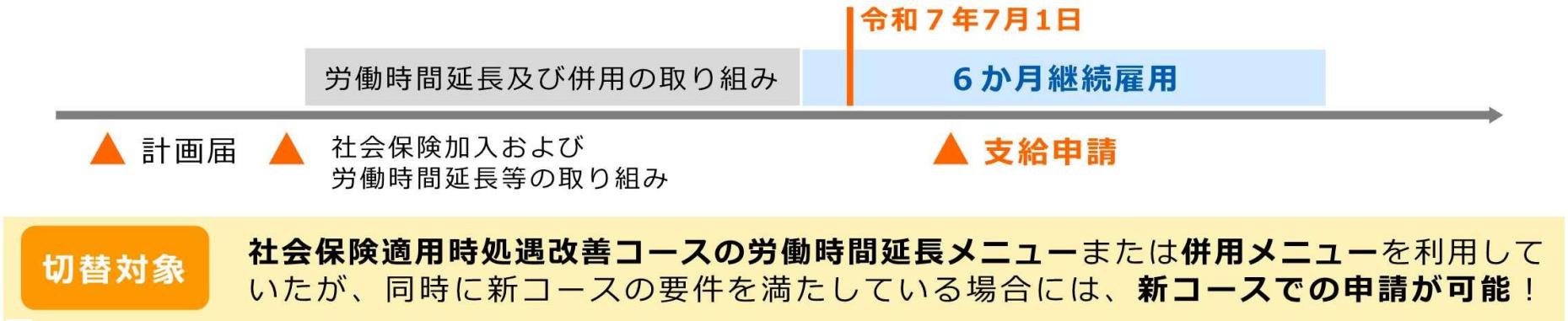
手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

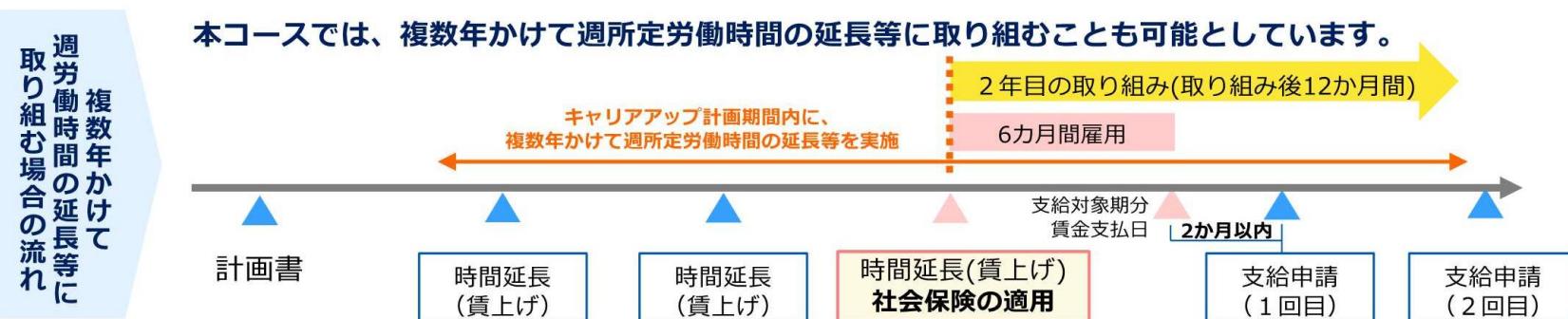
→ ただし、現行の「社会保険適用時待遇改善コース」の計画届を提出している場合は、
本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

現) 社会保険適用時待遇改善コースからの切り替え申請が出来ます

社会保険適用時待遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。



申請手続き



キャリアアップ助成金 正社員化コースの進め方

1 キャリアアップ計画の作成・提出 (転換・直接雇用を実施する前日までに提出)

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成し、管轄労働局長に提出します。



2 就業規則、労働協約その他これに準じるものに転換制度を規定

※ キャリアアップ計画提出前に転換制度を規定していた場合（※1）でも、対象になります。

⇒ ただし、その場合でも「試験等の手続き、対象者の要件、転換実施時期」の規定は必須です。

（※1 勤務地・職務限定正社員、短時間正社員制度を新たに規定した場合の加算を受ける場合を除く）

- 【注意】
- ・ 労働基準監督署に改訂後の就業規則を届け出る必要があります。
 - ・ 10人未満の事業所は労働基準監督署への届け出の代わりに、事業主と労働組合等の労働者代表者（事業主と有期雇用労働者等を含む事業所の全ての労働者の代表）による申立書でも可とします。



3 転換・直接雇用に際し、就業規則等の転換制度に規定した試験等を実施



4 正規雇用への転換・直接雇用の実施

・ 転換後の雇用契約書や労働条件通知書を対象労働者に交付する必要があります。

・ また、転換後に適用される就業規則等に規定している労働条件・待遇にする必要があります。

【注意】※転換前6か月間の賃金と転換後6か月間の賃金を比較して3%以上増額している必要があります。



5 転換後6か月分の賃金を支給・支給申請

⇒ 転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。

・ 賃金には時間外手当等も含みます。

・ 就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日とします。



6 審査・支給決定

※申請状況により、審査に時間を要する場合があります。

就業規則等に転換制度を規定

転換規定

転換規定の中に 転換の要件 手続き 実施時期 を規定

Check !

30歳未満、勤続3年未満等の年齢制限や勤続年数の上限設定等により対象者が限定されているとNG！

（規定例）第〇条（正規雇用への転換）

勤続〇年以上の者で、本人が希望する場合は正規雇用に転換させことがある。

転換時期は、原則毎月1日とする。

人事評価結果としてC以上の評価を得ている者または所属長の推薦がある者に対し、面接及び筆記試験を実施し、合格した場合について転換することとする。

就業規則について

① 労働者が10人未満の事業所でも就業規則は必ず作成のうえ、次の(1)または(2)のいずれかを実施

(1) 監督署へ届け出る

(2) 従業員の署名押印及び周知していることの申立書を作成（静岡労働局ホームページに様式あり）

② 就業規則の施行日を記載する

いつから施行か、何条をいつ変更したかが分かるように就業規則の最後のページに記載ください

キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金の
ご案内はこちら



年収の壁・支援強化パッケージの
ご案内はこちら



「静岡労働局」各種助成金の受付・相談窓口のご案内

各種助成金の受付・相談窓口は、以下のとおりです R7.4.1

助成金センター（静岡中央ビル）

【来庁用住所】静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル5階
※ 電話番号を確認のうえ、お問合せの際は助成金の名称をお伝えください

● キャリアアップ助成金	TEL 054-653-6116
● 高年齢労働者待遇改善促進助成金	
● 雇用調整助成金	
● トライアル雇用助成金	
● 早期再就職支援等助成金	
● 産業雇用安定助成金	TEL 054-653-6118

※ 申請書類の送付は、下記、静岡地方合同庁舎の住所あてにお願いします

助成金センター（日土地静岡ビル）

【来庁用住所】静岡市葵区追手町8-1 日土地静岡ビル4階

● 人材開発支援助成金	TEL 054-275-3010
● 人材確保等支援助成金 (テレワークコース以外)	
● 地域雇用開発助成金	

※ 申請書類の送付は、下記、静岡地方合同庁舎の住所あてにお願いします

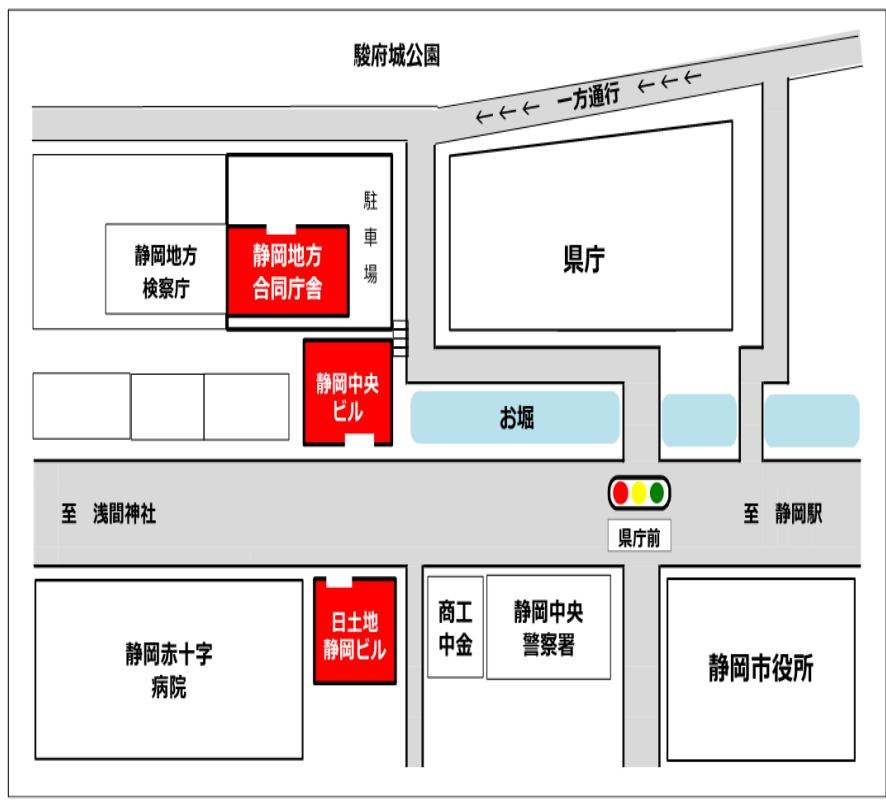
静岡地方合同庁舎

【来庁・郵送】〒420-8639

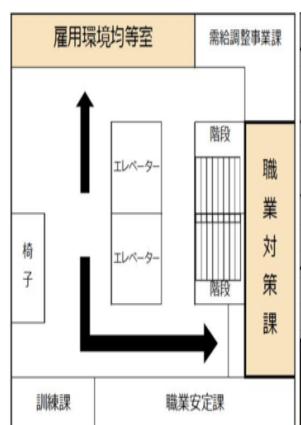
住所 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎内

※ 電話番号を確認のうえ、お問合せの際は助成金の名称をお伝えください

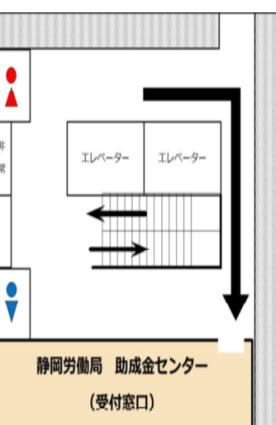
5階	● 特定求職者雇用開発助成金	職業安定部 職業対策課(代表) TEL 054-271-9970
	● 業務改善助成金	
	● 働き方改革推進支援助成金	
	● 両立支援等助成金	
	● 人材確保等支援助成金(テレワークコース)	TEL 054-254-6320
3階	● 受動喫煙防止対策助成金	労働基準部 健康安全課 TEL 054-254-6314



【静岡地方合同庁舎5F】



【静岡中央ビル5F】



【日土地静岡ビル4F】

